

(平成26年12月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

北海道厚生年金 事案 5039（函館厚生年金事案 268 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月22日から同年8月28日まで

年金記録によると、勤務先であるA社B鉱業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が、昭和28年4月22日から同年8月29日までとなっているが、当該事業所に勤務していた期間は、申立期間であるので年金記録を訂正してほしいと年金記録確認函館地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、認められないとの通知をもらった。

当該委員会の決定には納得できないので、再度、申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、「私の弟が、私より先にA社B鉱業所に勤務しており、私は、弟の紹介で昭和27年4月22日に同社に入社した。」と主張しているが、A社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の弟の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和27年6月19日であることが確認できること、ii) 当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、いずれの同僚も、「申立人が当該事業所に勤務していた期間は分からない。」と回答している上、事業主は、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人が28年4月22日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月29日付けで同資格を喪失している記録は確認できるものの、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落した

ものとは考え難いこと等を理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年12月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、申立期間に、当該事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているが、これは年金記録確認函館地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、申立人は、改めて、当該事業所に勤務したのは一度のみで昭和27年であった旨述べていることから、今回、当該事業所に係る被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者記号番号を基に、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票を確認したところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、28年4月22日と記載されており、この記録は、被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることが確認できる。

そのほかに年金記録確認函館地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5040（北海道厚生年金事案 4253 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年から 50 年まで

A工業に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、認められないとの通知をもらった。

当時、当該事業所に勤務していたことが確認できる資料を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が保管する記念写真及び複数の同僚の回答から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA工業に勤務していたことは推認できるが、i) 事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 51 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は、個人を特定することができず、複数の同僚が社会保険及び給与事務の担当者であったとする同僚も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができないこと、ii) 申立人の弟及び申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人と一緒に勤務していたが、申立人の厚生年金保険の加入状況までは分からない。事業所には、厚生年金保険に加入していないパートの従業員等がいた。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認できる回答を得ることはできないこと、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、回答が得られた3人のうち2人は、「申立人の厚生

年金保険の加入状況については分からない。」と回答している上、他の一人は、「事業所に採用された後、1年以上経過してから厚生年金保険に加入したが、この理由については分からない。また、申立期間当時は、従業員の入れ替わりが激しく、従業員の中には厚生年金保険に加入していなかった者がいた。」と具体的に回答しているところ、当該被保険者名簿によると、同人が名前を挙げた3人の同僚は、いずれも当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できないことから、当該事業所では、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったものと推認できること、iv) 当該事業所に係る被保険者名簿に申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年1月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、友人から受け取った電報の写しを提出し、「この電報は、申立期間中の昭和48年8月20日付けであり、宛先には、A工業の事業所名と私の名前が確認できることから、当時、私が、当該事業所に勤務していたことは明らかである。」と主張している。

しかしながら、当該電報の写しにより、申立人は、昭和48年8月20日頃に、当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間までは特定することはできない上、当該電報の写しからは、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、今回、所在が確認できた当時の事業主に照会し回答が得られたものの、同人は、「当時の資料は保管していない。勤務期間までは定かでないが、申立人が、A工業の従業員として勤務していたことは記憶している。しかし、当時は、景気が悪かったことや、従業員を採用してもすぐに辞めてしまう者が多かったことから、従業員全員について、採用と同時に社会保険に加入させる取扱いをしていなかった可能性がある。社会保険に加入させていない従業員の給与から保険料を控除するようなことはしていないはずである。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 31 日から 50 年 6 月 1 日まで

申立期間は、勤務先がA社からB社に変わった時期であるが、途切れることなく勤務し、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

勤務先が変わった時期は、記憶していないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に勤務先がA社からB社に変わり引き続き勤務したとする複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、昭和 50 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間は、同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社は、「当時の資料は保存されておらず、当時の事情を知る者もないので全て不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、一緒に勤務していたとして同僚4人の名前を挙げているが、いずれも死亡又は所在が不明であることから、オンライン記録により、申立人と同様、A社において昭和49年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B社において50年6月1日に同被保険者資格を取得していることが確認できる7人のうち、所在が確認できた4人に照会し全員から回答が得られたところ、このうち、唯一勤務先が変わった時期を記憶し

ていた同僚は、「A社は、昭和49年12月末頃に事実上倒産となり、引き続き別会社であるB社に勤務した。勤務する場所及び仕事内容は変わらなかったが、同社においては、すぐに厚生年金保険に加入しなかったと思う。加入するまでは、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。

なお、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和49年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連事情及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。